

平成24年第5回教育委員会記録

平成24年3月28日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成24年3月28日(水) 午後2時01分～午後3時50分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 碓之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育改革担当長 渡辺 均

教育委員会事務局参事 田中 哲 庶務課長 北風 進

教育人事企画課長 佐藤 浩 教育改革推進長 齊藤 俊朗

学校適正配置担当課長 幸内 正治 学務課長 日暮 修通

社会教育課長 植田 敏郎 済美教育一長 玉山 雅夫

済美教育一長 田中 稔 済美教育一長 末久 秀子
副所長 教育支援担当課長

済美教育一長 飯塚 善行 中央図書館長 本橋 正敏
統括指導主事

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 佐野 太一

計画担当係長 東條 正枝 担当書記 島崎 和也

傍聴者 8名

会議に付した事件

(議案)

議案第14号 「杉並区教育ビジョン2012」の策定について

議案第15号 「杉並区教育ビジョン2012推進計画(案)」の策定について

議案第16号 杉並区大宮前体育館処務規則

- 議案第17号 杉並区立健康学園の管理運営に関する規則を廃止する規則
- 議案第18号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第19号 杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第20号 杉並区立科学館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第21号 杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第22号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第23号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第24号 杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第25号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 議案第26号 杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第27号 杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第28号 杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第29号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第30号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第31号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第32号 杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第33号 杉並区立学校の開放に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第34号 杉並区立郷土博物館運営協議会規則の一部を改正する規則
- 議案第35号 杉並区立図書館協議会規則の一部を改正する規則
- 議案第36号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正
- 議案第37号 杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正
- 議案第38号 杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正
- 議案第39号 教育財産の用途廃止について
- 議案第40号 杉並区学校希望制度の見直し方針（案）について
- 議案第41号 「区立小中学校等の健康教育推進指針」の策定について
- 議案第42号 平成24年度杉並区立小中学校の学級編制方針の追加について
- 議案第43号 平成24年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について
- 議案第44号 地域運営学校の指定及び再指定について

(報告事項)

- (1) 平成23年度杉並区学校文化栄誉顕彰について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 学校給食の標準給食費の改定について
- (4) 平成24・25年度杉並区青少年委員の決定について
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目 次

会議録署名委員の指名について	6
議案審議	
議案第14号 「杉並区教育ビジョン2012」の策定について	6
議案第15号 「杉並区教育ビジョン2012推進計画（案）」の策定について	9
議案第16号 杉並区大宮前体育館処務規則	20
議案第17号 杉並区立健康学園の管理運営に関する規則を廃止する規則	21
議案第18号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	21
議案第19号 杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則	21
議案第20号 杉並区立科学館処務規則の一部を改正する規則	21
議案第21号 杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則	21
議案第22号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則	21
議案第23号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	23
議案第24号 杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	23
議案第25号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則	23
議案第26号 杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則	23
議案第27号 杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則	23
議案第28号 杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	23
議案第29号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	24
議案第30号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則	25

議案第31号	杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則	26
議案第32号	杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則	26
議案第33号	杉並区立学校の開放に関する規則の一部を改正する規則	27
議案第34号	杉並区立郷土博物館運営協議会規則の一部を改正する規則	27
議案第35号	杉並区立図書館協議会規則の一部を改正する規則	27
議案第36号	杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正	28
議案第37号	杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正	28
議案第38号	杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正	28
議案第39号	教育財産の用途廃止について	29
議案第40号	杉並区学校希望制度の見直し方針（案）について	30
議案第41号	「区立小中学校等の健康教育推進指針」の策定について	34
議案第42号	平成24年度杉並区立小中学校の学級編制方針の追加について	37
議案第43号	平成24年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について	38
議案第44号	地域運営学校の指定及び再指定について	40
報告事項		
(1)	平成23年度杉並区学校文化栄誉顕彰について	41
(2)	学校運営協議会委員の任命について	41
(3)	学校給食の標準給食費の改定について	42
(4)	平成24・25年度杉並区青少年委員の決定について	44
(5)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	46

委員長 ただいまから平成24年第5回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名の委員は、田中委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

議事日程は、ご案内のとおり議案が31件、報告事項が5件となっております。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程1、議案第14号「杉並区教育ビジョン2012」の策定について」を上程し、審議いたします。

教育委員会事務局特命事項担当参事から説明をお願いいたします。

事務局特命事項参事 それでは、「杉並区教育ビジョン2012」の策定につきまして、資料に沿ってご説明いたします。

新たな教育ビジョンにつきましては、4月の教育委員会定例会でご決定いただきました策定方針に基づきまして、5月以降でありますけれども、教育ビジョン策定委員会をつくりまして、この間、検討を進め、案を策定し、昨年12月から30日間のパブコメ（区民等の意見提出手続）を行いまして、先般その結果を踏まえ、最終案を確定いたしました。策定委員会の最終回では、委員長から井出教育長に、そのまとめた案が提示をされております。

そうした経過を踏まえまして、次のとおり策定をいたしますので、資料に沿ってご説明をいたします。

まず、1番の区民等の意見提出手続の実施状況のところでございますが、パブコメの実施状況ですけれども、記載のとおり29件、62項目の意見を受けました。また、(4)に記載のとおり、杉並区教育ビジョン2012をテーマにした教育シンポジウムの開催をしております。

次に、大きな2番のところ、パブコメでいただいた意見の概要と教育委員会の考え方でございますけれども、別紙1という綴りがございます。ここに全ての内容をまとめてございます。

ちょっとめくっていただくと、2ページ、3ページ、他の場所に網かけをした部分がございますが、この部分は意見を踏まえて修正を施しているといったものでございます。

それから、もう一枚、別紙2という1枚のペラ紙がございますが、こちらの方は、ここにパブコメを受けての修正をする3項目のところ、それから、下段の方にパブコメによらない修正で2カ所ということで、計5カ所を修正したというところで、

修正の内容をこれで示してございます。

そして、その修正した後の「杉並区教育ビジョン2012（案）」が別紙3の綴りになってございます。この別紙3をお手元に置いてご覧いただきたいと思います。

この「杉並区教育ビジョン2012」の案の中身でございますけれども、パブコメの案をご決定いただいた11月22日の定例会で概要をご説明いたしましたので、修正部分等を中心に簡潔にご説明をしたいと思います。

まず、資料1枚おめくりいただきたいと思います。ここ右側に「杉並区教育ビジョン2012」の全体像を一目でわかるようにお示ししてございます。

次のページを1ページおめくりください。1ページの第I章でございますが、「杉並区教育ビジョン2012」の策定についてということで、ここに策定の背景・趣旨等が示してございます。前にもご説明いたしましたけれども、議論の中で、中ほどにございますが、3月の東日本大震災を受けて、「人と人の絆と支えあいの大切さ」それが呼び覚まされたと。また、そうした基となる教育の重要性に、改めて誰もが気づいたといったような視点から、策定委員会で多くの意見交換がされました。そうした中で、私たちは次代を創り出していく主体者として、これからの教育を考えていきたいと思います、こういったような趣旨でまとめてございます。

それから次のページをおめくりいただきまして、第II章、「今後10年を見据えた杉並の目指す教育」では、ここにありますように「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を掲げまして、生涯にわたり、誰もが共に学び支えあい、明日の杉並が創り出せるように、あらゆる人々の参画と協働により学習環境を整えていきますとしてございます。

それから、次の3ページ、第III章のところですが、「目指す人間像」として2つ、記載のとおり「夢に向かい、志をもって、自らの道を拓く人」、もう一つが「「かわり」を大切に、地域・社会・自然と共に生きる人」を掲げてございます。

1つ目は自己の自立・確立といったところ、2つ目は他者への思いやり、あるいは地域社会への貢献といった考え方でまとめられてございます。そうした人を目指すために、その下、「育みたい力」として次のページにかけまして、記載のとおり、1から5番まで育みたい力をまとめてございます。

ここで、4ページの4番、「他者の存在を認め、多様な関係を結ぶ力」のところでございますが、この中でパブコメで意見をいただきまして、いわゆる公共心の記述をここに加えて修正を施してございます。

それから、次に4ページの第IV章でございます。「目標達成に向けた取組みの視点」でございますけれども、大きく総論的に言いますと、今後10年はこれまでの教育改革の成果として築いてきた基盤をもとに、今後は質の向上へということで、基盤づくりから質の向上とといったことを掲げております。そのもとで「学び」と「循環」、「連続性」と「きめ細かさ」、「かかわり」と「つながり」という3つの重視する視点を記載して、内容をまとめてございます。図1、2はイメージ図として、それらの視点を説明したものを加えてございます。

それから、次に7ページ、第V章になります。「取組みの方向」ですが、先ほどの3つの視点等を踏まえて、記載のとおり1番の「子どもの豊かな人間性を育てる、より質の高い学校づくりを進めます」から、2番、次のページ3番、4番ですけれども、4つの取組みの方向をまとめてございます。この取組みの方向を受けて、後の議案にもありますけれども、具体の行動計画としてのビジョン2012推進計画(案)を策定することとなります。

ここでも修正がありまして、1ページお戻りいただいて7ページの上から3行目のところです。ここでは質の高い学校づくりについて、もう少しよくわかるようにというようなご意見がありましたので、説明文の1行目のところ、「切れ目のない成長・学びの支援」という後ですけれども、「きめ細かく行い、知・徳・体の調和のとれた人間形成を行う」といったような形で、部分的にここに修正を施してございます。

それから、次の8ページの3番、地域と共に歩む「新たな公共空間」としての教育基盤を整えますのところでございますが、ここの説明文の4行目の一番最後のところですが、新しい公共空間の中身が少しわかりづらいというようなご指摘を踏まえまして、記載のとおり、「そうした、地域と共に歩む「新たな公共空間」としての学校の役割を見据えて、施設・設備等の環境を整えます」という風に修正をしてございます。

最後、9ページが最終章の第VI章になりますけれども、「教育ビジョン2012の目標実現に向けて」というところでは、目標の実現に向けての考え方を記載のとおり、1番、「家庭・地域・学校それぞれが、教育の重要な担い手として(誰もが主演)」というところから、記載のとおり4番まで4点を示してまとめてございます。ここでは、4の「教育ビジョン2012の計画的な推進に向けて」の説明文中、推進計画の名称に、これは技術的な問題ですけれども、2012という数字が決ま

りましたので、推進計画にも「2012」を加えたというところで修正をさせていただきます。

それでは、教育委員会資料の頭紙、かがみ文に戻っていきまして、4番の今後の主なスケジュールでございます。

平成24年4月、年度明け6日の日に文教委員会へ報告をいたします。その後、4月11日号の広報あるいはホームページ等で、でき上がった新しい「教育ビジョン2012」を公表してまいります。また、これから来年度予算で冊子を印刷しますので、ビジョンの冊子、それからパンフレットを作成して、周知に努めていきたいと思っております。

私からの説明は、以上で終わります。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

何度も今まで審議にかかりましたので、大体のところは心得ておりました。最後のわずかな修正文がありますけれども、それもよくわかります。私は基本的に前からあまり大きなものではない方が良いと言いつけたんですが、10年間を見通せば、やっぱりこれぐらいのことは書かなければならないだろうなということは理解をしております。

何かございますか。

まだ、この後、実施計画が固められてきますので、そちらの方が具体的で日常生活には必要かと思えます。

よろしゅうございませうか。

(「はい」の声)

事務局特命事項参事 こちらはどちらかという大きな理念を示したもので、委員長がおっしゃるとおり、これからご説明する推進計画のパブコメ案、これが実務的には重要なものになるかなと思っております。

委員長 それでは、このまま採択しても異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がございませんので、この議案第14号「「杉並区教育ビジョン2012」の策定について」は、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、議案第15号「「杉並区教育ビジョン2012推進計画(案)」の策定について」を上程し、審議いたします。

教育委員会事務局特命事項担当参事からご説明をお願いいたします。

事務局特命事項参事 それでは、引き続きまして「杉並区教育ビジョン2012推進計画（案）」、こちらは案でございますけれども、策定についてご説明をいたします。

教育ビジョン2012推進計画の策定につきましては、方針につきまして12月の定例会でご決定をいただきました。その後、一部スケジュールの変更等がございましたけれども、策定方針に基づき、この間、案の策定を進めてまいりまして、今般、案がまとまりました。今後、次のとおり策定してまいりますので、資料に基づいてご説明をいたします。

まず、かがみ文の1番、「計画の考え方及び期間等」でございますけれども、教育ビジョンの2012、先ほどご決定いただいた「教育ビジョン2012」で示された目標達成に向けての取組みの視点、それから取組みの方向に基づきまして、計画では7つの目標を設定し、計画事業を体系化するものでございます。計画期間は24年度からの3カ年で、その間の具体的な事業量あるいは目標を示したものでございます。なお、この計画はビジョン2012と併せてセットで、教育基本法に基づく杉並区の教育振興基本計画として位置づけていきます。

それから、2番の推進計画（案）の概要でございますが、ここに記載のとおり、7つの目標ごとに3年後及びビジョン2012の最終年度となります10年後の目標値、それから3カ年に力を入れて取り組む42の計画事業で構成をしていくものでございます。この中身については、冊子の中で簡潔にご説明をしたいと思います。

別紙でつけています、このちょっと厚い推進計画（案）の冊子をご覧くださいませうでしょうか。こちらの資料でございます。

まず、1枚おめくりいただきまして目次としてございます。記載のとおり3章構成でつくってございます。

それから、次のページをお開きください。第1章の「総論」でございます。まず、総論の1でございますが、「計画の考え方」ですが、杉並区教育ビジョン2012推進計画は、新たな杉並区教育ビジョン2012に基づいて7つの目標を設定し、杉並区の総合計画・実行計画との整合性を図ったうえで、3年後、それから10年後の目標値を示すとともに、24年度からの3カ年、力を入れて取り組む事業内容を具体化したものでございます。

次に、2の「計画の位置付け」でございますけれども、杉並区教育ビジョン20

12の目標実現のための、一つは行動計画であるということでございます。それから、併せて「杉並区教育ビジョン2012」とセットで、教育基本法に基づく杉並区の教育振興基本計画として位置づけるということをご記載してございます。

それから、3番の「計画期間と検証・改定」のところでございますけれども、この計画は24年度から26年度の3カ年度の計画として、毎年度、地教行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）に基づく、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価、これは一昨年からやっておりますが、これを実施して検証していくということで、2年ごとの改定を基本としていく考えでございます。それから右側にある全体像は、杉並区教育ビジョン2012とのつながりを示した全体像として、ここに記してございます。

次に、3ページをおめくりください。ここからが第2章になります。「計画の目標と方針」という表題でございます。ここでは、まず見方なんですけれども、見開きの構成になっていまして、各目標につきまして、まず左側の上段のところに各目標の説明等を書きまして、その下に両括弧で〔これまでの取組み〕が記載されています。それから右ページにわたりまして、今度は上の方で〔今後の取組み〕、その下に〔3年後の姿〕、それからそれを踏まえた〔指標〕という形で記載をしております。各目標のねらいとか意義から一連の流れで読み取ってもらおう考えでまとめてございます。

それから、一番最後の〔指標〕につきましては、今年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価での学識経験者からの指摘も踏まえて、今までの推進計画にはなかった新たな項目として、今回から指標として盛り込んだものでございます。

今の目標Ⅰのところを、私の方でかいつまんで説明をしていきたいと思っております。

まず、目標Ⅰは「学びをつなげ、切れ目のない教育を進めます」というところですが、まず、導入の文章の一番最後にありますとおり、ここでは一人ひとりの学びを切れ目のないようにつなげて、学びの成果を確実に受けとめ、次の段階でより一層発展できるようにすることが重要といったような意義をまず位置づけてございます。これについての区のこれまでの取組みは、平成21年度の小中一貫教育の基本方針の策定であったりとか、あるいは区独自の学力調査の実施、あるいはそれを踏まえた指導法の改善、あるいは「体力づくり教室」とか、食育の推進といった取組みが記載されています。これはちょうど3ページの下のところですよ。

それから、この目標についての〔今後の取組み〕、4ページの上の段でございますけれども、今後は、これまでの成果を活かした小中一貫教育の推進であるとか、就学前教育の充実、あるいはその中で環境教育や食育の充実等、人生の基盤となる力を培う教育を行っていきますという風にしてございます。

それを踏まえて〔3年後の姿〕、どうなっているべきであろうかというところですが、就学前施設から小学校へ、あるいは小学校から中学校へとといった学びをつなげて、切れ目のない教育を行っていくことによって、知・徳・体の調和のとれた人間形成の取組みが着実に進んでいると。それに伴って、一番最後のところですが、学力・体力が確実に身について、あるいは「小中一貫教育」に関する保護者の肯定率も高くなっていきますといったような姿を描いています。

それに対応した〔指標〕が、下のところの3段の表になってございますけれども、そういった〔指標〕を、これを踏まえてつくってございます。

それから、同じように5ページ、6ページをお開きください。今度は目標のⅡ〔学校の経営力・教育力を高めます〕ですが、導入のところ、学校は調和のとれた人間形成を目指す場であるということで、そのためには学校の経営力・教育力を高めていく必要があるということを記載してございます。また、最後ですが、校長は自立した学校経営を行うことが求められているといった意義が書いてございます。

その下、〔これまでの取組み〕ですが、区独自の教員養成・採用や、あるいは30人程度学級の実施、あるいは指導教授制、あるいは学校司書の順次配置等をしてきました。

〔今後の取組み〕、右側でございますが、指導教授制や研修を通しての教員の力量形成はもちろん、今度新たに指導主事と共に学校を支援する、仮称でございますが、准指導主事という職の配置をします。そうしたことで、全ての学校の教育力の更なる向上に努めていくということ。それから、引き続き、学校司書の配置を続けまして、全校配置をしていくと、こういったことを記載してございます。

それを受けた〔3年後の姿〕は記載のとおり、各学校の経営力・教育力が高まったことで、子どもたちの学びが充実していくといったこと。それから、学校司書の配置で学校図書館が読書センター及び学習情報センターとして充実していくといったことを、〔3年後の姿〕として描いてございます。

それから、7ページ、8ページ、これが目標Ⅲでございます。「個に応じた学び・成長をきめ細かく支えます」ということで、上段の中ほどですが、子どもたち

の学習理解、あるいは成長過程というのは一様なものではなくて、学び方は一人ひとり異なっていると。学びをより効果的にしていくためには、一人ひとりの成長・発達に応じた適切な教育をきめ細かくとといったことが、意義として述べられています。

〔これまでの取組み〕については、30人程度学級、あるいは特別支援の推進計画、あるいは学習支援教員、介助員、介助ボランティアの配置等に取り組んできたところでございます。

〔今後の取組み〕ですが、右側に移りまして、乳幼児期から学齢期への円滑な発達障害支援を行っていくとともに、きめ細かで適切な支援を行う特別支援教育を充実させていくと。あわせて健康づくりも効果的に進めていくということです。〔3年後の姿〕はここに記載のとおり、子どもたちも保護者も教員等も障害に対する理解がより深まって、あるいは適応指導教室等の整備で、こういった障害等があるなしにかかわらず、一人ひとりの学びや成長・発達に応じたきめ細かな支援が充実していくだろうといった姿を描いております。

それに応じた〔指標〕をまた掲げてございます。

それから、次の9ページ、10ページです。目標のⅣ、「家庭・地域・学校が協働し、共に支える教育を進めます」というところですがけれども、これについては上段で、知・徳・体の調和のとれた人間形成には、地域・家庭・学校の連携が欠かせないということが書いてございます。

〔これまでの取組み〕につきましては、「地域運営学校」の指定、あるいは「学校支援本部」の設置、あるいは「地域教育推進協議会」のモデル設置等に取り組んできたところでございます。

10ページの上でございますが、〔今後の取組み〕につきましては、そういった、これまでの取組みを一步進めて、さらにコーディネート機能を充実して、あるいは生涯学習施策と連動をさせながら、活動に取り組む人々の裾野を広げていこうといったところで、また、地域コミュニティーと共に、新しい学校づくりを進めていくといった取組みが書かれてございます。

〔3年後の姿〕につきましては、その下のところでございますけれども、子どもたちの成長により多くの大人が、区民が関心をもってかかわっていく。そういった中で学校経営への参画が進んでいくといったような姿をここに掲げてございます。

それに即した、また〔指標〕を掲げてございます。

それから、次のページをおめくりください。目標のVですが、これは「学校教育環境の整備充実を図ります」ということで、どちらかというところ、ハード事業になりますけれども、前段のところに書いてありますとおり、子どもたちの豊かな学びには、当然ながら学校の施設・設備あるいは教材・教具、こういったものが重要だということが書かれてございます。学校は子どもの学びの場であると同時に、地域の人々の交流の場、あるいは地域防災の拠点にもなると。そういった視点で整備を進めていくという意義が語られています。

〔これまでの取組み〕につきましては、ご承知のとおり、区立学校の耐震化は23年度末までに100%になっておりますが、計画的に今後も大規模修繕等を実施していくといったような課題を背負ってございます。

〔今後の取組み〕、右側でございまして、老朽化対策が必要な学校の増加が、今後見込まれますので、そういったものを計画的に大規模修繕として進めていくと。それから、来年度の大きな事業の一つであります、東日本大震災を踏まえて、災害等の緊急時に学校と保護者が連絡を取り合えるような安全連絡網、そういったものを作っていくといったような取組みがございまして。

〔3年後の姿〕は、それを踏まえて、ここに記載のとおり、老朽化対策が具体的に検討が進んでいると同時に、安全連絡網の、メール連絡が可能になりますので、保護者が情報を迅速に受け取れて、子どもたちも安心できるといったことが書かれてございます。

13ページ、14ページにまいります。これは6つ目の目標VIでございまして、ここからは、いわゆる生涯学習分野に入りますが、「誰もが学び続け、その成果を活かせる地域づくりを進めます」ということでございます。前段にありますとおり、より豊かな地域づくりのためには、誰もが、区民が身近なところで、自らの興味・関心に基づいた様々な学びができる環境づくりが必要だといった意義が書かれてございます。

区の〔これまでの取組み〕は、ご承知のとおり、図書館の地域単位での整備をはじめ、様々な取組みをして、そうした学習環境を整えてきたところでございます。

〔今後の取組み〕につきましては、右ページでございまして、誰もが学びながら多様なつながりを育めるような学習の場の整備に努めていくということ。それからもう一つ、その学んだ成果を地域社会に還元して、誰もが活用できる仕組みづくりを通して、いわゆる「知の循環型社会」を目指していこうという姿勢を示し

てございます。

〔3年後の姿〕につきましては、記載のとおり、生涯学習関連事業や社会教育施設、区内大学等との連携等がより一層進んで、身近な場所で気軽に学習できる環境が整っているというようなところでございます。

それにまた見合った〔指標〕を掲げてございます。

それから、最後、目標のⅦでございますが、「気軽に運動を楽しみ、生涯にわたる仲間づくり・健康づくりを進めます」、いわゆるスポーツ分野でございますが、前段のところには、今年度、平成23年に「スポーツ基本法」が制定され、スポーツの施策充実が求められていると。あるいは高齢者の運動機能の低下であるとか、人々の健康不安とか、子どもの体力の低下など、運動・スポーツに親しむことで改善が可能な課題もあるといったことが書かれてございます。

〔これまでの取組み〕は、これもご存知のとおり、大宮前体育館の移転改築、あるいは高井戸温水プールの改修などが進みまして、あるいは昨年度、体育指導委員を改め、スポーツ推進委員となったことから、地域スポーツの調整役としての役割、こういったものが見直されてきたといったことがございます。

〔今後の取組み〕、右側につきましては、大きなものは、「（仮称）スポーツ推進計画」を策定いたしまして、誰もが生涯にわたって健康的で豊かな生活を営むことができるような体育施設の整備を進めていくといったことが書かれてございます。

〔3年後の姿〕につきましては、主体的な運動を行いながら、人々が健康的な生活を営んでいるような、そういった地域社会、その中で仲間を広げて地域生活の安心感が育まれていくといった姿を描き、その〔指標〕を示してございます。

ちょっと早口になりましたけれども、以上が第2章で、「計画の目標と方針」を示したところでございます。

それから、17ページをめくっていただきたいと思います。これが第3章の目次にあたるところですが、「計画の内容」でございます。17、18ページにつきましては、1「計画の体系」としてありますが、これは記載とおり、目標のⅠから裏面の目標のⅦまで、今、私が第2章のところで説明した目標に沿った各事業が、ここに記載のとおり、ぶら下がっている形になってございます。

ここで、ちょっと資料が多くて申し訳ありませんが、A3判の縦長の参考資料というのをお出しいただきたいと思います。この資料の見方ですが、まず左の半分が、上の方に区の基本構想、それから、総合計画の教育子育て分野の目標を掲げてござ

います。それとの整合をとりながらつくった「教育ビジョン2012」の基本目標がその下にありまして、矢印が続いていますけれども、「取組みの視点」が一番下にあります。それから大きな上に上がる矢印がありますけれども、取組みの4つの方向が掲げられていまして、点線の右側が、今ご説明している教育ビジョン推進計画（案）の事業の体系でございます。ここで掲げた事業が、先ほど言ったとおり、全部で42事業あります。このうち29事業は、区が今回つくりました総合計画、こちらの方に載せている事業と一致をしております。

それから、残る13事業が、ちょうどこの「外」という印がついていますが、これが13ございますけれども、これがいわゆる総合計画の外の事業、計画外事業でございまして、この教育ビジョンの推進計画（案）で上乘せをしている事業ということでございます。

それでは、この参考のページは、ちょっと一旦置いていただきまして、こちらの17、18ページのところに、今申し上げました各目標ごとの事業が載っております。それから、19ページ以降は、これが計画の内容ということで、ご覧になっておわかりになるとおり、24、25、26年度の3カ年の枠組みをつくりまして、各事業の項目、それから23年度末の進行状況の見込み、それから3カ年の計ということで、3カ年の計画を具体的に示したものでございます。これにつきましては、なかなかお時間をとって全てをお話しすることはできませんので、主なものだけご紹介したいと思います。

まず、19ページでございますが、目標のⅠ、これについてはここにちょうど出ているとおり、1番、2番、「小中一貫教育の推進」と「就学前教育の充実」、これが重点事業としてございます。重点事業は、ここは2つほど挙げてございますけれども、各目標に、この場合で言うと、9つ事業がぶら下がっていますが、その中でも、この目標Ⅰを達成するために、特に力を入れていく事業ということで、重点事業としてここに掲げてございます。

こういった流れで見ていただくと、次が24ページ、これが目標のⅡ番になります。ここでは「学校司書の配置」これを重点事業としております。先ほども第2章の方でご説明いたしましたけれども、これがいよいよ全校配置となって読書環境を整えていくということ。それから、その他の事業は教員のいわゆる教育力、あるいは学校の経営力を高めていく事業がここに記載されています。

それから、27ページ目標のⅢ番、これは個に応じた学び・成長のところござい

ますけれども、ここでは「特別支援教育の充実」、あるいは30ページの「学齢期児童の発達障害支援」、これを重点事業としておりますが、他に掲げた事業とともに、個に応じた学び・成長をきめ細かく支えていく事業でございます。

それから、32ページ、目標のⅣでございますけれども、これは1番の「新しい学校づくりの推進」を重点事業としてございます。これは、子どもたちに望ましい教育環境を提供していくためには、地域が主体となった学校づくりを目指していこうという取組みでございまして、そういった事業がここに記載されております。

それから次に35ページ、目標のⅤでございますけれども、これは先ほど言ったハード面が中心になりますが、「区立小中学校の改築」を重点としております。それから、東日本大震災を踏まえての災害時子ども安全連絡網の整備等が掲げてございます。

それから、38ページ、目標のⅥです。これについては「図書館サービスの充実」を重点として、知の循環型社会を目指した生涯学習事業をやっていこうと、掲げてございます。

それから、最後43ページ、目標のⅦですが、「(仮称)スポーツ推進計画の策定」、あるいは「体育施設の整備」を重点事業としてございまして、この目標をねらっていこうといったことでございます。

大変分量が多くて雑駁な説明になりましたけれども、冊子の説明は以上でございます。

また、かがみ文に戻っていただきまして、最後3番の主なスケジュール、今後の予定でございますけれども、本日、定例会で案を付議させていただきまして、ここでご決定いただければ、4月6日の文教委員会に案を報告いたしまして、4月11日からパブリックコメントの実施をしていきたいと。4月11日から30日間の予定でやっていきたいという風に思っております。

大変長くなりましたけれども、私からは以上でございます。

委員長 ただいま、大変丁寧なご説明をいただきましたが、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

私から申し上げますと、杉並区教育ビジョン2012の10年間について、そのうち当面、来年度から3年間を推進計画の具体的な施策をする。そして2年ごとにローリングシステムで見直していくというのは、私は非常に合理的で、とても良いと思います。しかし、その後、全体、その3年間ぐらいにはそんなにはないと思います。

けれども、その後のことを考えますと、今、大学の秋入学などというのは、東大のやり方だと3月入試をしておいて9月に入学する。京大は3月入試をして、もう入学はさせてしまうと、しかし正式には秋から講義をします。それから、それ以外の大学では、今までどおりで変えないというところもあって、色々混乱をしておりますけれども、いずれにしろこういうものを具体的にやっていけば、だんだん変わって、下の年齢の方にもおりてくると思います。

それから、大体の先進国は、今、高等学校までをみんな義務教育にして、日本も今、高等学校の授業料などを公的負担にしようとしておりますから、そういうところも動いてくるかもしれません。

また、小中一貫も、本当に小中一貫をやっていくんだったら、別に小学校6年で卒業式をしなくても、中学校1年の入学式も要らないのではないかというようなことも出てくるでしょう。

さらに、もう一つ大きなものとして、教育委員会の必置主義というのが要るのかどうかというのが、大阪から提案されて、色々やっていますけれども、前からある問題ですから、必ず私は議論になると思います。だから、設置をするとしても教育委員会のあり方も色々変わってくるでしょう。そういうことからしますと、3年間を決めて、2年間ローリングシステムと言っている間でも、色々変えなければならぬかもしれませんから、できるだけ柔軟に対処していただきたいというのが希望です。基本的には私はこれぐらいきちんと書いてあるのは、非常に良いと思っております。

事務局特命事項参事 ちょうど1ページのところにも、2年ごとの改定を基本としますという風に書いてございます。この意味合いは、委員長ご指摘のとおり、国の制度改革であるとか、様々な教育を囲む状況変化ですね。それがあれば、もちろん、これは基本とするだけですので、もし急激な、何か激変があれば、当然、そういったことにきちっと見合うような計画の改定というのは、スピーディーにやっぱりやっていくものだとは思ってございます。

委員長 何かございますか。

田中委員 読ませていただきましたけれども、目指す人間像はよくわかりますが、一番大事なのは、やはり子どもをきちっと育てるには、大人の指導力ということがあって、未来につながると思うんですね。そこにはやっぱり教師の力と親の力が一番大事だと思うんです。ここに重点目標として、学習指導要領も変わりましたし、も

う少し、教員の指導力の向上というところと、あと家庭教育というところにも、少し重点目標として入れても良いんじゃないかなというところが、ちょっと引っかかっているんですけども。

あと、すみません。学校希望制度については、このビジョンの中、推進計画の中には入らないわけですね。

事務局特命事項参事 まず、最後の学校希望制度につきましては、この間、いわゆる教育に関する計画の中では、古くは平成14年度につくった教育改革アクションプラン、この中では載っていましたが、それが制度化されたということで、その後、教育ビジョンがつけられた後のビジョン推進計画には、淡々と進める事業ということで、この計画事業の中には入っておりませんでした。この件につきましては、また、今日この定例会の後の方でお話が出てきます。

それから、先にいただきました教員の指導力、それから家庭教育、これにつきましては、折々説明した文教委員会の委員さんの方からは、特に家庭教育の重要性とか、そういったご指摘も踏まえております。今回、重点事業にはしておりませんが、だからといって、例えば目標Ⅱの教員の指導力の向上の力を抜くとか、そういうことではなくて、ここについてはやはり学校現場での学校の先生の力というのは最重要だと思いますので、引き続きやっていきたいと思っております。

これから、パブリックコメントでいろいろな意見が出てくると思っておりますので、委員のご指摘のように、もしそういった同様の意見がかなり多く出てくれば、また少し事業内容を拡充しながら重点に格上げするとか、そういったこともまた検討していきたいという風に思っております。

委員長 他に何かございますか。

對馬委員 准指導主事という言葉が出てきていますけれども、指導主事というのは、今まで済美教育センターにいて、専任でやっていらした。認定講師という方は、学校にいましたね。この准指導主事という方はどういうお立場になるのでしょうか。

事務局特命事項参事 基本的には指導主事の、お手伝いと言うと変なんですけれども、補佐をするような形で、本務校に一応本籍を置きながら、センターの方に席を移していただいて、そこで指導主事の補佐をするというような形で、全体の学校の経営力を補完していこうという考えですが、ちょっと人事企画課長からも。

教育人事企画課長 では、補足させていただきます。

都費の教員で高い能力、資質や能力のある教員を将来、指導主事として育成して

いこうということで、そういった目的が根底にありまして、学校に籍を置いたまま、済美教育センターで勤務すると。原則は週に3日、4日、済美教育センターで勤務をして、1日、2日は学校で実際に授業をやると。実際に指導主事について、指導行政を学びながら、体験を通して力を、力量を高めていくと。そして、その年には管理職選考を受けて、合格すれば、翌年に正式な指導主事になっていくという、そういったシステムで考えています。

対馬委員 そうすると、学校現場の方には後配置の講師か何かを配置するということですね。

教育人事企画課長 それについては区費の教員がそもそも加配でいますし、それをうまく活用して、授業に支障のないように、万全の体制を整えております。

委員長 他にございますか。

それでは、これはこのままで採択してもよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、異議がございませんので、議案第15号「杉並区教育ビジョン2012推進計画(案)の策定について」を、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

事務局特命事項参事 ありがとうございます。

委員長 次は、日程第3、議案第16号「杉並区大宮前体育館処務規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第16号につきましてご説明申し上げます。

この間、指定管理者が管理運営をしてございました大宮前体育館につきましては、改築後の運営等は、今後検討するという事になってございますけれども、平成24年度からは、当面、業務委託により区が直接運営することといたしました。そのため、大宮前体育館の組織その他必要な事項を定めるものでございます。

それでは、議案をご覧ください。第1条では本規則の目的、それから第2条では、大宮前体育館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができること。第3条におきましては、館長は所管課長となるスポーツ振興課長の命を受けて、館の事務をつかさどる等。第4条では報告について、第5条では準用について定めてございます。

なお、館長はスポーツ振興課の係長が兼務をいたします。

最後に施行期日ですが、平成24年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

前から大体の内容を伺っておりましたので、特にご異議はないと思います。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、議案第16号は原案のとおり可決いたしました。どうもありがとうございました。

次は、日程第4、議案第17号「杉並区立健康学園の管理運営に関する規則を廃止する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま上程されました議案第17号につきまして、ご説明を申し上げます。

南伊豆健康学園につきましては、今後は区内におきまして、健康教育等の充実や家庭との連携強化を図っていくこととし、今年度をもって廃止することとしたことから、同園の管理運営に関して定めている本規則を廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

特にございませんか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、異議がないようですので、議案第17号、杉並区立健康学園の管理運営に関する規則を廃止する規則は、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次は、日程第5、議案第18号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第19号「杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第20号「杉並区立科学館処務規則の一部を改正する規則」、日程第8、議案第21号「杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則」、日程第9、議案第22号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」の5議案を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程をされました議案第18号から議案第22号まで

の5議案につきまして、ご説明申し上げます。

これらの議案は、新たな基本構想と「杉並区教育ビジョン2012」等の効率的また効果的な推進に向けまして、教育委員会事務局及び各教育機関の組織体制を構築するために改正をするものでございます。

初めに、議案第18号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」をご覧ください。

主な改正内容でございますけれども、事業の執行の効率化やわかりやすさの観点から、教育委員会事務局次長を中心に学校教育担当部長と生涯学習スポーツ担当部長の2人体制とする一方で、済美教育センターの所長を課長級の職員として事務局次長の所管とすることによって、事務局次長の統括下において、学校教育分野と生涯学習分野等の課題に対して、より機動的な対応を可能とするとともに、特別支援教育等の施策の充実、類似事業の集約連携による効果的・効率的な事業展開を図るものでございます。

続きまして、議案第19号「杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則」をご覧ください。事業推進担当係長を廃止しまして、同係長が担任する事務の一部を事務局におきます学校支援課の事務とするなど、事業を効率的に執行するというものでございます。

続きまして、議案第20号「杉並区立科学館処務規則の一部を改正する規則」をご覧ください。館長を係長級の職員とし、生涯学習推進課長の所管とすることによって、社会教育センター、郷土博物館との連携を強化するものでございます。

続きまして、議案第21号「杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則」をご覧ください。科学館と同様に、館長を係長級の職員といたしまして、生涯学習推進課長の所管とすることによって、社会教育センター、科学館との連携を強化するというものでございます。

続きまして、議案第22号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」をご覧ください。所長を課長級の職員とし、事務局次長の所管とすることによりまして、広範囲に及ぶ学校教育分野の事務を学校教育担当部長と連携をしつつ、事務局次長が統括することで、機動的な対応を可能にするものでございます。

最後に施行期日でございますが、5議案とも平成24年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

どれも組織改正に伴うものですので、特にご意見はないと思います。

それでは、この一括上程しました5議案については、原案のとおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

続きまして、これも組織改正に伴う所定の規定整備ということでございますが、日程第10、議案第23号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、日程第11、議案第24号「杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第12、議案第25号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」、日程第13、議案第26号「杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第14、議案第27号「杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第15、議案第28号「杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」の6議案を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第23号から議案第28号までの6議案につきまして、ご説明を申し上げます。

これらの議案は、教育委員会事務局及び教育機関の組織改正、南伊豆健康学園の廃止、大宮前体育館の直営化に伴いまして、関連する規則の規定を整備するものでございます。

初めに、議案第23号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」につきまして、4枚おめくりいただきまして、4枚目の裏面から5枚目をご覧ください。別表第2でございます。別表第2は、教育委員会公印のひな型を定めているものでございます。ひな型番号5番から8番まで、組織改正に伴う専用杉並区教育委員会印を設けることとしまして、ひな型番号32番及び33番に大宮前体育館の事業所印及び事業所長印を加えてございます。その他でございますが、済美教育センター副所長の印、南伊豆健康学園及び同学園長の印を廃止し、公印の名称、用途等を定める別表第1の規定を整備してございます。

続きまして、議案第24号「杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」の新旧対照表をご覧ください。杉並区文化財保護審議会の庶務でございますが、生涯学習推進課において処理することといたします。

続きまして、議案第25号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」の新旧対照表の1ページをご覧ください。第4条の管理の総括でございますが、学校教

育担当部長が行うこととし、第6条の財産総括主任は学校整備課長が行うこととしてございます。その他に、事務局等の組織改正に伴う規定の整備も併せて行ってございます。

続きまして、議案第26号「杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則」の資料をご覧ください。1ページの観覧料免除申請書、2ページの資料貸出承認申請書につきまして、組織改正を踏まえて、決裁欄を整備したものでございます。

続きまして、議案第27号「杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の新旧対照表をご覧ください。社会教育委員の会議の庶務は、生涯学習推進課において処理することとしてございます。

続きまして、議案第28号「杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表、1ページをご覧ください。南伊豆健康学園の廃止によりまして、学校教育職員が南伊豆町の地域に勤務することがなくなったため、同地域にかかる地域手当の支給割合を定める規定を削る他、規定の整備を行うものです。

最後に施行期日でございますが、6議案とも平成24年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

よろしゅうございませうか。

(「なし」の声)

委員長 特に異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、一括上程しました6議案について異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次に、日程第16、議案第29号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第29号につきましてご説明申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。施設の使用区分等を定めている別表第2につきまして、関根文化公園プールの廃止に伴い、同プールに係る規定を削り、次のページになりまして、高井戸温水プールの幼児・子ども用プールの機能を拡大することに伴いまして、施設区分を幼児用・サブプールとするものでございます。

最後に施行期日ですが、平成24年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。特にございませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、議案第29号は異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続いて、日程第17、議案第30号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第30号につきましてご説明申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。非常勤職員の報酬の額を定める別表2につきまして、中学校の学習指導要領が改訂されまして、保健体育において武道が必修になることに伴いまして、指導員として武道指導担当を加える他、南伊豆健康学園の廃止に伴いまして、健康学園担当の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の規定を削るなどの改正を行うものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成24年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

テレビを見ておりましたら、ダンスが必修になるということでしたが、ダンスはこの武道の中に入るんですか、カテゴリーとしては。

済美教育センター副所長 ダンスなんですけれども、男子も女子も武道と同じように全員必修ということになっております。武道とダンス、両方やるということでございます。

委員長 そうですか。そうするとこの非常勤職員についての、ダンスの担当というのは要らないのですか。

済美教育センター副所長 今回、武道につきましては、より安全に実施するためにつけるものでございまして、ダンスの方は各学校で工夫しながら実施するところでございます。

委員長 どうもありがとうございます。

他に何かございますか。それでは、これは特に異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、日程第17、議案第30号につきまして異議がございませんので、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次は、日程第18、議案第31号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第31号につきましてご説明申し上げます。

議案に添付しました資料をご覧ください。都立学校等に勤務する時間講師の第一種基礎報酬額が改定されましたことに伴い、同様に杉並区立学校に勤務する講師の報酬額を減額改定するものでございます。

最後に施行期日ですが、平成24年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございませうか。

(「なし」の声)

委員長 特になければ、原案のとおりに可決したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、議案第31号は原案のとおりに可決いたします。どうもありがとうございました。

日程第19、議案第32号「杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第20、議案第33号「杉並区立学校の開放に関する規則の一部を改正する規則」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第32号及び議案第33号の2議案につきまして、ご説明申し上げます。

これらの議案は、学校の開放事業にかかる規則につきまして、開放事業をより利用しやすくするとともに、文言の整理等を行うために改正するものでございます。

初めに、議案第32号「杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則」の新旧対照表をご覧ください。第4条の使用料を徴収しない団体等の構成につきまして、主として区内に在住、在勤する者としてございましたが、そのような団体等は、実態としまして区内在学者も当然に含まれていることから、この際、規定

の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第33号「杉並区立学校の開放に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表をご覧ください。本規則で使用してございます、遊びと憩いの場開放事業に対応した文言につきまして、「老人」という言葉から「高齢者」に改めるものでございます。

最後に施行期日ですが、両議案とも公布の日から施行することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

どうぞ。

田中委員 とてもくだらないんですけども、高齢者と老人の年齢の幅というのは65くらいからなんですか。

庶務課長 同義語なんですけれども。

田中委員 同義語ですけども、年齢としては65くらいからということですか。

庶務課長 一般的に区役所の仕事をしていると、大体65以上……

田中委員 くらいですか。やっぱり介護保険適用くらいから。

庶務課長 というのが多いようでございます。

委員長 他に何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、特に異議がありませんので、議案第32号、議案第33号を一括上程しましたものについて、原案どおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次に、日程第21、これも協議会の組織等にかかわる所定の規則の整備ということでございますが、議案第34号「杉並区立郷土博物館運営協議会規則の一部を改正する規則」、日程第22、議案第35号「杉並区立図書館協議会規則の一部を改正する規則」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第34号及び議案第35号につきまして、ご説明申し上げます。

これらの議案は、いわゆる、地域主権改革第2次一括法によりまして、地方公共団体の自治事務につきまして、国が法令等で義務づけ、枠づけをしているものについて、その見直しと条例制定権の拡大を進めるため改正されました博物館法及び図

書館法等に基づき、博物館運営協議会及び図書館協議会の委員の任命の基準をそれぞれの条例に規定しましたことから、必要な規定の整備を行うものです。

初めに、議案第34号「杉並区立郷土博物館運営協議会規則の一部を改正する規則」の新旧対照表をご覧ください。博物館運営協議会の組織について定める第3条の規定と同様の規定を博物館条例に規定しましたことから、同条を削る他、規定の整備をするものです。

続きまして、議案第35号「杉並区立図書館協議会規則の一部を改正する規則」の新旧対照表をご覧ください。図書館協議会の組織につきましても、任命の基準等を図書館条例に規定をしたことから、条例の規定の範囲内で従前どおり委員を選任し、また、区民の委員につきましても公募することを定める他、規定の整備をするものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成24年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございませうか。

(「なし」の声)

委員長 特に異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、一括上程しました議案第34号及び議案第35号は原案のとおり可決いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、次に日程第23です。これも規則改正に伴う所定の規定整備ということでございますが、議案第36号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」、日程第24、議案第37号「杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正」、日程第25、議案第38号「杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正」の3議案を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第36号から議案第38号までの3議案につきまして、ご説明申し上げます。

これらの議案は、教育委員会事務局及び教育機関の組織改正等に伴い、所要の規程を整備するものでございます。

初めに、議案第36号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。新旧対照表の1ページから2ページをご覧ください。教育委

員会事務局及び教育機関の組織改正によりまして、担当課長を廃止することや、済美教育センターの所長を課長級の職員とすること、科学館及び郷土博物館の所管を生涯学習推進課長とし、館長を係長級の職員とすること等から、決裁区分や事案の代決につきまして規程の整備を行ってございます。また、別表第1におきまして担当部長の権限を整理しますとともに、区の事案決定基準に合わせた規程の整備を行ってございます。

続きまして、議案第37号「杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。新旧対照表の1ページをご覧ください。済美教育センター所長を課長級の職員とし、副所長を廃止することから、監察員を済美教育センター副所長から所長に改めてございます。

続きまして、議案第38号「杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正」の新旧対照表1ページをご覧ください。南伊豆健康学園を廃止することに伴いまして、表彰の対象となる学校につきまして、同学園の規程を削ってございます。また、被表彰者の推薦につきまして、科学館の館長を係長級の職員とすることから、科学館長の規程を削ってございます。

最後に施行期日でございますが、いずれの議案も平成24年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 特に異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、一括上程しました議案第36号、議案第37号、議案第38号につきましては、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第26、議案第39号「教育財産の用途廃止について」を上程し、審議いたします。

学校適正配置担当課長から説明をお願いいたします。

学校適正配置担当課長 議案第39号についてご説明をいたします。

昨年の第4回区議会定例会におきまして、杉並区立健康学園を設置する条例を廃止する条例が可決され、平成24年4月1日の施行にあたり、静岡県南伊豆町にあります杉並区立南伊豆健康学園の土地建物等の教育財産を、杉並区教育財産管理規則

第20条の規定に基づき、政策経営部経理課長に引き継ぎを申し出るものでございます。当該用地はこれにより教育財産から普通財産に切り替わります。概要につきましては、別紙をご参照いただければと存じます。

以上で説明の方は終わります。なお、議案の朗読は省略をさせていただきます。

以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、特に異議がありませんので、議案第39号につきましては原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第27、議案第40号「杉並区学校希望制度の見直し方針（案）」についてを上程し、審議いたします。

学務課長から説明をお願いいたします。

学務課長 それでは、私の方から、議案第40号「杉並区学校希望制度の見直し方針（案）」について、ご説明させていただきます。

学校希望制度は、制度開始から10年を経過したことを契機に、今回、「杉並区学校希望制度検討会」を立ち上げ、これまでの検証と今後の制度のあり方について検討を行ってまいりました。

まず、その検討結果でございますが、恐れ入りますが、別紙1の報告書概要版をご覧ください。

検討にあたっては、「魅力ある教育活動の実現と開かれた学校づくり」「保護者の意向と学校選択」など、4つの視点から検証を行うとともにアンケートを実施し、保護者や学校関係者の意見集約を行ったところでございます。

検討結果としましては、地域と学校のつながりの重視、児童・生徒の学習面、生活面から望ましい教育環境の整備と通学時の安全性の確保、さらには、児童自らが学び、考え、判断する意思の尊重の3点が重要だとし、今後の方向性としては、地域の参加の仕組みが整い、本制度の目的である「開かれた学校づくり」がほぼ達成された段階にあるとしたうえで、今後は、児童本人の学校を志望する意思を尊重する新たな仕組みの構築が必要であるとしております。今回、この報告を受け、学校希望制度の見直し方針（案）を定めるものでございます。

それでは、1枚目に戻っていただきまして、まず「見直し方針（案）」でございますが、「開かれた学校づくり」の達成状況や新しい教育ビジョンの考え方を踏まえたうえで、今後、さらに魅力ある教育活動を進めるため、これまでの学校希望制度を廃止とし、新たに希望尊重の仕組みを構築いたします。この仕組みは、小・中学校の指定は居住地の通学区域を原則とし、児童自らの目的意識のもと、指定校以外の学校を志望する場合には、その意思を尊重することができるよう、指定校変更の認定及び承諾事由を新たに設けるものでございます。

次に、「新たな仕組みの導入理由」でございますが、検討報告にあるとおり、本制度は平成14年度から実施され、この間、特色ある学校づくりの取組みをはじめとして、学校支援本部、地域運営学校の活動を通して学校を共に支える基盤が整い、制度目的である「開かれた学校づくり」は基本的に達成したと考えております。

今後は、こうした到達点に立ち、児童本人が学校を志望する意思をこれまで以上に尊重する仕組みとすることで、魅力ある教育活動をさらに進めるためとしております。具体的には、現行の指定校変更認定及び承諾事由に、児童が学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合を新たに追加するとし、本人の申し出を受け付けるというものでございます。

裏面をご覧ください。実施時期でございますが、これまで10年に及ぶ実施状況や就学を考える準備期間を考慮し、3年間の周知期間を設け、平成28年度新入学者から適用するものとしております。なお、円滑な制度移行を図るため、別紙3のとおり、段階的に終了する経過措置を設けるものでございます。

次に、パブリック・コメントの実施でございますが、区民の関心や区民生活に影響を及ぼすことが考えられるため、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」が対象としております政策等に準じて実施するものとしております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、記載のとおり、教育委員会に見直し方針（案）を付議した後、文教委員会への報告、その後、パブリック・コメントを実施する予定としているところでございます。

私の方の説明は以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

宮坂委員 基本的には、今までの学校希望制度を変えていくということですね。3年間かけて、一応、見直して。学校希望制度によって、今までのふるい分けをするということがなくなるということですか。

学務課長 基本的な考え方としては、これまでの10年間でつくってきた学校希望制度の達成状況を踏まえて、さらにもう一つステップアップをしていくという意味でございます。

学校希望制度の主な目的として、大きく2つございました。一つは、ともすれば内向きになりやすい学校を開いた形にして、地域との協働を進めていく学校経営の面。それからもう一つ、学校に就学するにあたって、保護者や子ども本人の意向を尊重するという面。この2面が大きくございました。そのうち、最初に申し上げた「開かれた学校づくり」については、この10年間の実績の中で、学校支援本部や運営学校が設置され、ほぼ達成されたという風に考えております。

一方、選択の方ですが、この10年間で、アンケート調査等をしてみますと、選択の中には、ともすれば、風評にどうしても偏ってしまったりとか、あと、学校の新しさに目を引かれてしまったりといったことが選択の中で若干入ってきて、その結果、生徒の隔たりといいますか、偏りも生じてきたというところでございます。

したがって、今後については、そうした開かれた学校づくりというのが達成されたという土台に立って、選択について、さらに魅力ある学校の内容を選択いただくように、児童本人に着目して、その意思を尊重する形をとったというところでございます。

したがって、これまでの10年間のものをさらに発展させていくという意味で、今回見直しをさせていただいているというところでございます。

宮坂委員 そうすると、新しい制度ができた場合に、この学校を希望したけれども、その学校は人数が多くてかどうか、理由はともかくとして、希望が活かされないケースも出てくる可能性もあるわけですかね。

学務課長 まず、現行の学校希望制度でも、学校にはキャパシティーがございますので、つまり、それ以上の希望があれば抽選という形になります。今度はその発展形である28年度から実施する内容については、基本的にその学校になぜ行きたいのか、なぜ志望するのかという理由をお書きいただいて、その理由を確認させていただいて、児童の意思を確認した上で、その学校にお入りいただくと。ただ、当然、今、委員がおっしゃられるように、学校には規模といいますか、キャパシティーがございますので、それについては以前と同様に、キャパシティーを超えるようであれば、何かの処置、最終的には抽選ということも考えられるかもしれません。

宮坂委員 わかりました。

委員長 他に何かございますか。

對馬委員 そうすると、今までこの10年間のように「この学校が選べますよ」という、あのお手紙はもう出さないということですか。

学務課長 これまで7月、9月の2回にわたって、学校希望制度について周知をさせていただきました。今回、この3年間の経過措置を進めて、制度を新たなものに変えていくということですので、そうした周知については、より必要であるという風に考えております。したがって、7月、9月については、同じような形で周知をさせていただいて、その後どういう風に今後なっていくかということについては、逐次、お知らせをしていきたいという風に考えております。

對馬委員 基本的に学区内の学校へ進むことを基本にしていこうということと、捉えて良いのでしょうか。

学務課長 原則は、これまで10年間やってきた中で達成されてきた「開かれた学校づくり」というのを踏まえて、学区域の学校に行っていただく事を原則としています。ただ、例えば、クラブ活動でその学区域の指定校には、例えば野球部がないと。自分は野球を中学でやっていきたいというような本人の意思がある場合はそれを表明いただいて、例えば隣の学校にはそれがあるといえ、そういった意思について尊重していくという制度を指定校変更の中に入れていくというものでございます。

對馬委員 この別紙にあるような理由を述べると希望が通るよということが、ここに書いてあるということですね。

学務課長 そうです。

對馬委員 はい。わかりました。

宮坂委員 この場合は、距離的にはかなり離れていても、認める可能性もあるんですね。

学務課長 いえ。基本的には指定校以外の学校を選ぶ、そういった本人の意思によって、それは現行の範囲と同様にしています。したがって、隣接区域というところは変えておりません。

委員長 他に何かございますか。

田中委員 この通学区域というのは、隣接する1校だけは選択できるということですね、将来的には。

学務課長 選択といいますか、そういった希望の理由をお出しいただくと。

田中委員 ということですね。基本としては通学区域に入ることですね。

学務課長 基本はその居住地の通学区域が基本と。その上に立って、児童の意思を尊重するために、今申し上げたような制度を実施していくというものでございます。

委員長 10年を経過しましたので、そして、今、課長からの説明がありました風評だとか、新しい学校、きれいな学校に行きたいとかいうことの偏りもありましたので。それから、もう一つ言えば、大震災の時に子どもをどのように学校で保護するかとか、色々なそういうものもありますので、見直しは私は良いと思います。ただ、ここで触れられなかったことについて、最初、隣接区まで選ばせようということの中には、これは基本ではありませんが、若干、校長に頑張らせようとか、それから学校間の競争も多少は促進しようという意図もあったと、と思いますが、それについてはどうということですか。

学務課長 今、委員長がおっしゃっているのは、いわゆる学校経営面なんです。先程2つ、2面終わった最初の方のですね。「開かれた学校づくり」というのができることによって、これまで、極端な言い方をさせていただければ、校長のある面、裁量のきいた部分については、十分、地域との連携や協力を進めていかなければならないという、まず、そういう土台ができたという風に思っています。

したがって、今度はそういったものと積極的にかかわることで、学校教育を進めていく、魅力ある学校づくりを進めていくというところで、これまでも、この10年間で、十分そういった部分は培われてきたという風に思っております。それで、今後もさらにそういったものを進めていくように、学校長にお願いしたいという風に思っております。

委員長 これはまだ最終的じゃなくて、これからパブリック・コメントもありますし、色々経過がありますので、私はこのぐらいのところのご説明で十分だと思っております。

他に何かございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、これにつきましては異議がございませんので、原案のとおり可決いたします。どうぞよろしく願いいたします。

次は、日程第28、議案第41号「区立小中学校等の健康教育推進指針」の策定について」を上程し、審議いたします。

学務課長から説明をお願いいたします。

学務課長 それでは、議案第41号「区立小中学校等の健康教育推進指針」の策定に

ついて」、ご説明させていただきます。

区立小中学校における健康教育の充実については、平成24年3月末に南伊豆健康学園が閉園となるのを契機に、施策の再構築を推進するところでございます。その中では、検診による個別指導の充実、子どもや保護者を対象とする小集団指導の新たな取組、さらには、学校全体で取り組む集団指導の取組の3つの層での取組みを一連の健康施策として実施することにより、健康教育を推進していくというものでございます。

この指針は、こうした考えに基づきまして、このうち学校全体で取り組む集団指導について、その取組を推進する指針として策定したというものでございます。

次に、本指針の特徴でございますけれども、恐れ入りますが、この指針の方を見ていただいて、この指針の2ページ目をお開きください。

まず、特徴の一つとして、本指針は運動、食育、生活習慣の3つの視点から健康教育をとらえたというものでございます。

次に、この特徴の2つ目として、義務教育9年間を3つのライフステージに分けて、そのライフステージごとに達成目標を設定し、具体的な行動指針を設けたというものでございます。これにより、子ども達の発達の特性に応じた取組みができるというふうに考えているところでございます。

次に、指針の内容でございますが、同じ指針の4ページ、5ページをお開きください。

4ページには、先ほど申し上げた3つの視点ごとに健康課題を挙げております。5ページ目がそれらの課題の解決に向けた健康教育推進指針という風になっているところでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。ここは、先ほどの3つの視点、運動、食育、生活習慣の3つの視点と、3つのライフステージごとに達成目標というものを設定しているところでございます。

続いて、その8ページから10ページを見ていただきたいところでございます。こちらは先ほど申し上げた達成目標に取り組むために、その行動指針というものを3つの視点ごとに具体的に列記しているところでございます。

最後、11ページでございますが、11ページはそうした取組みを具体的に行うための取組みの例を、3つの視点ごとに載せさせていただいているというものでございます。

以上が指針の内容となっているものでございます。

最後に、これらを受けた今後でございますが、こうした内容について校長会でご説明させていただいて、周知を図った後、各区立小中学校等に配布して、学校における健康教育の取組みを支援していくというものでございます。

私の説明は以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございませうか。

田中委員 子どもたちの、この生きる力の健康教育、これを見ると、役割的には家庭の役割の方が大きいかな、生活習慣的なもので、学校教育として学校の役割もあるだろうけど、やはり学校だけじゃなくて、保護者にも周知するように、何か方針とか、方策とか、徹底的に保護者の方にも周知して欲しいなと思います。

それと食育の方で、放射能的な物質の面も多分、保護者の方では一番関心ある事だと思うので、その点もやっぱり含みおいていただいて、給食等、今後も継続してしっかり食材管理というのかしら、していただきたいなと思います。

学務課長 給食についてはおっしゃるとおり、今後も引き続き取り組んでまいります。

委員長 これを採択するということは、この指針というものの（案）がとれるということですか。

学務課長 おっしゃるとおりです。

委員長 これは前に、こういう内容についてのご説明をいただきましたでしょうか。

学務課長 この指針については、南伊豆健康学園の閉園に際しての今後の取組みの中で、こういう指針を策定したいということについては、お話しさせていただいていますが、具体的な形でお見せするのは今回が初めてでございます。

委員長 ぱらぱらと見まして、それは別に問題のあるようなところはないと思いますけれども、かなり厚いもので具体的な事が書いてありますので、ちょっとすぐにこれで全部問題がないかというのは、なかなか言えないと思うんですね。だから、できればこういうものについても概要みたいなものを、事前に教育委員会でご説明いただいた方が良いでしょうと思います。

学務課長 わかりました。

委員長 よろしくお願ひします。今後のことです。

非常によくできていると、ぱらぱら見たところでは私はそう思いました。

他に何かご意見ございますか。

(「なし」の声)

委員長 意見がなければ、これはよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、これについては異議がございませんので、議案第41号につきまして、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

その次は、日程第29、議案第42号「平成24年度杉並区立小中学校の学級編制方針の追加について」を上程し、審議いたします。

これは、学務課長ですね。引き続き説明をお願いしたいと思います。

学務課長 それでは、議案第42号「平成24年度杉並区立小中学校の学級編制方針の追加について」、ご説明させていただきます。

平成24年度の杉並区立小中学校学級編制方針については、先の教育委員会に付議し議決いただいたところでございます。今般、中学校の学級編制について、いわゆる中1ギャップの予防・解決のために、新たに東京都の方から教員の加配をする旨の通知がございました。これらを受けまして、杉並区の学級編制方針の(2)中学校の欄に、新たにただし書きを追加するというものでございます。

追加する内容でございますが、第1学年について、平均の生徒数が37人を超える場合には、1学級の生徒数の上限を37人として学級を編制することができるというものでございます。

私からは、説明は以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご意見、ご質問はございませうか。

對馬委員 これで調整して、実際にこれになった学校ってどのぐらいあったんですか。

学務課長 来年度予定している学校は、およそ3校ほどです。まだ学級数が実際、生徒数が固まっておきませんので、今後、変化することはありますが、私どもの方で今知っている限りでは、3校ほどがそういった形で少人数の編制をするという風に考えております。

委員長 3校で学級数は幾つぐらい。

学務課長 全体でですか。

委員長 いや、その3校、該当する。

学務課長 その学校は、例えば、そのうちの1学校を比べますと、今、第1学年が3学級だと。それが37人編制にすることによって4学級に増えるという風な形でございます。

委員長 全部で何学級ぐらいに影響があるとお考えですか。

学務課長 基本的に中学1年ですので、その23校あるうち、今、私どもでつかんでい
る範囲はおよそ3校と。

委員長 中学校だけですか。

学務課長 そうです。

委員長 小学校は関係がないんですか。

学務課長 これは中学校のいわゆる中1ギャップの予防のために、通常40人学級であ
る基本を踏まえて、必要な場合には37人を限度して学級編制ができるというもので
ございますので、その時に中学校という風に考えております。

学務課長 他に何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

宮坂委員 この表で、中学校のところ、1学級の生徒の数が40人となっていますけれ
ども、これは37人という風に解釈してよろしいんですか。

学務課長 いえ、基本的には40人でございます。まず、40人がございます。ただ第1
学年だけに限って、37人を超える場合に、37人でもう1学級を増やすということが
できると。できる規定でございます。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第42号につきましては、原案のとおり
可決いたします。どうもありがとうございました。

次は、日程第30、議案第43号「平成24年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学
期及び休業日について」を上程し、審議いたします。

済美教育センター統括指導主事から説明をお願いいたします。

済美教育センター統括指導主事 私から「平成24年度杉並区立学校及び杉並区立子供
園の学期及び休業日について」、説明いたします。

平成24年度の幼稚園、子供園、小中学校の教育課程の届け出は3月5日から行わ
れ、学期及び休業日については、お手元の資料のとおり状況となっております。

議案をお開きください。

まず、学期の変更についてですが、杉並区立学校の管理運営に関する規則及び杉
並区立子供園の管理運営に関する規則に基づいて、学期が定められておりますが、
教育委員会が必要と認める時は変更することができるとなっております。本規則を
受けて、富士見丘小、高円寺中の2校から、2学期制実施の届け出がございました。
富士見丘小、高円寺中は、平成16年度からの継続でございます。向陽中、泉南中は

平成19年度から2学期制を行っていましたが、小中一貫教育にあたり、小学校の3学期制と揃えていきたいなどの理由により、来年度から3学期制に変更しております。

次に、休業日の変更について説明いたします。休業日におきましても、同管理運営に関する規則により変更が可能となっており、2(2)に示されている基準日となる日から変更する園・学校について、72校園中、66校園から届け出がございました。変更の届け出があった学校・園数は全体の約84%に当たります。

2(2)、ア、春季休業日の終わりの変更は、杉並区立子供園、幼稚園、全6園、小学校3校、中学校1校から、イ、夏季休業日の変更については、子供園1園、小学校33校、中学校21校から、ウ、冬季休業日については、小学校30校、中学校11校から、それぞれ変更の届け出がありました。

なお、本日、三谷小学校から教育課程の連絡が入りました。ウ、冬季休業日の変更ですが、記載されているのは12月22日から1月8日までとなっておりますが、1月7日までに訂正するとのことですので、訂正方、申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

エ、春季休業日の始まりの変更につきましては、子供園・幼稚園、全6園、小学校8校、中学校4校からそれぞれ届け出がありました。2学期制を届け出た2校の小中学校の春季休業日につきましては、平日に休業日を設定せず、土・日・祝日を春季休業日に充てた教育課程となっております。

春季休業日の始まりの変更ページですが、高井戸第二小学校だけ別枠となっておりますが、校正ミスで、松庵小学校以下の3月23日から春季休業日が始まる7校と同じでございます。誠に申し訳ございません。

最後に、提案理由ですが、杉並区立学校の管理運営に関する規則及び杉並区立子供園の管理運営に関する規則に基づき、保育日数、授業日数の確保などの理由から、表記のとおり、学期及び休業日の設定の申請があり、承認が必要であるためです。

議案の朗読は省略させていただきます。

以上です。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第43号につきましては、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次は、日程第31、議案第44号「地域運営学校の指定及び再指定について」を上程し、審議いたします。

教育改革推進課長から説明をお願いいたします。

教育改革推進課長 それでは、私から「地域運営学校の指定及び再指定」につきまして、ご説明させていただきます。

地域との協働を図り、地域に開かれ信頼される学校づくりを目指しまして、地域運営学校の指定を進めてまいりました。今般、4月から新たに指定する学校と、平成20年度に指定しました1校につきまして、指定期間の4年が経過しましたので、杉並区学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、学校運営協議会を置く学校として指定・再指定を行うものでございます。

1枚おめくりいただきたいと存じます。まず、新たに指定する学校でございますが、方南小学校と松ノ木小学校でございます。また、20年4月に指定し再指定する学校は、杉並第一小学校でございます。

指定する学校の状況でございますが、まず、方南小学校につきましては、学校の南側に武蔵野の森というビオトープがございますが、ここを学校支援本部を中心に武蔵野の森プロジェクトといった活動を、地域住民の協力のもと行っております。また、松ノ木小学校におきましては、地元町会との共催による地域防災訓練ですとか、あるいは商店会での一日お店体験など、地域住民の積極的な協力のもと実施しているなど、地域との関係が良好であり、また、校長も学校に協議会を設置し、地域保護者が学校運営協議会に参画することに前向きな学校でございます。

また、再指定の学校につきましても、学校支援本部との連携をとり、地域との連携を進めている学校でございます。地域で始まり地域で終わり、地域ともにある学校を特色として様々な行動・行事を通しまして、地域住民・保護者の学校運営に関する参画が図られている学校でございます。

指定日・再指定日は、ともに24年4月1日でございます。

なお、先ほど地域主権改革第1次一括法、これも昨年の5月に公布されまして、これに伴いまして地域教育行政の組織及び運営に関する法律も改正され、これまで地域運営学校を指定する場合、事前に東京都教育委員会の事前協議が必要だったものがなくなりましたので、直接指定することができるようになってございます。

以上で説明は終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございましょうか。

これで学校運営協議会に設置した学校は全部で幾つになりますか。

教育改革推進課長 これですべて18校目になります。

委員長 よろしゅうございますか。

田中委員 今年度はもうこれでおしまいということ。

教育改革推進課長 一応、もう一校、これからですけれども、中瀬中学校も来年度の予定で、今、進めているところでございます。

委員長 では、特に異議がなければ、原案のとおり採択したいと思います、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

これで議案はやっと終わりました、これから報告事項です。

報告事項の聴取。第1は「平成23年度杉並区学校文化栄誉顕彰について」の説明を、庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 「平成23年度杉並区学校文化栄誉顕彰」につきましてご報告いたします。

学校文化栄誉顕彰につきましては、区内の小中学校等の児童・生徒が、文化活動に関して優秀な成績を収めた場合に、教育委員会がその栄誉を顕彰し、学校における文化活動の振興を図ることを目的とし、平成24年2月9日に文化栄誉顕彰審査委員会で、個人受賞者39名、団体受賞1団体を決定しまして、去る2月27日に教育委員の皆様にもご列席をいただきまして、表彰を執り行ったものでございます。受賞者、団体は別紙のとおりでございます。

私からは以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございましょうか。

私どもも出席しましたので、結構でございます。どうもありがとうございました。

それでは、次に、「学校運営協議会委員の任命について」の説明を、教育改革推進課長からお願いいたします。

教育改革推進課長 それでは、「学校運営協議会委員の任命」につきまして、ご説明をさせていただきます。

杉並区学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づきまして、記載のとおり委

員を任命することといたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

1枚目、ただいまご議決いただきました再指定の杉並第一小学校の委員でございます。また、裏面が新たに指定する方南小学校と松ノ木小学校の委員でございます。こちらの新規の分につきましては、いずれも24年4月1日から2年の任期となっております。

また、もとに戻りますけれども、一部、杉並第一小学校の委員の方につきましては、残任期間が残っている関係で、多少ずれてございます。

私からは、説明は以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございませうか。

対馬委員 全員再任とおっしゃいましたよね。杉一小の場合。この公募の方も再任で、要するに他の応募者はいなかったという事なんですか。いても再任の方を選んだという事ですか。

教育改革推進課長 基本的に公募の方につきましても、規則の方で3期まで更新可となっておりますので、その3期の間、ご本人が希望されている場合は、そのまま3期まで継続することになっておりますので、今回の4名ともそのまま2期もやりますということなので、継続させていただいています。

田中委員 そうすると、改めて広く公募したということではないということなんですか、継続ということ。

教育改革推進課長 杉並第一小学校につきましてはそういうことです。

対馬委員 そうなんですか。わかりました。

委員長 他にございますか。

田中委員 立ち上げるのはものすごく結構なんですけれども、これは制度への理解と、やっぱり研修ということは大事だと思うので、そっちの方向をもう少し考えていただきたいと思います。立ち上げただけではなくて。

教育改革推進課長 これからも色々研修等の機会を意図的に作りながら、また学校間の交流なども含めながらレベルアップを図っていきたいと思っております。

田中委員 よろしくお祈いします。

委員長 じゃ、よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

それでは、その次は、「学校給食の標準給食費の改定について」の説明を、学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは、私の方から「学校給食の標準給食費の改定について」、ご報告

させていただきます。

資料の方をご覧ください。

学校給食の標準食単価について、平成23年度は小学校中学年で1食当たり250円、中学校で303円としているところでございます。来年度、標準食単価を設定するにあたり、食材の供給価格を調査したところ、牛乳及び主食等の値上がりが予想されることから、平成24年度の標準食単価については1食当たり約5円の単価アップを行うところでございます。結果としまして、平成24年度標準食単価の学年ごとの金額は1の表のとおりでございます。

続きまして、改定の理由でございますが、まず、増要因として、牛乳が1本当たり0.6円程度の価格の上昇が見込まれること。さらに、主食である米価の上昇が、給食1回当たり3.5円程度の上昇。また、小麦粉、油等の副資材の上昇によるパン・麺の値上がりが、1回当たり0.4円程度の上昇となるものと予想しております。今後も献立の組み合わせや、旬で安い野菜を使うなど、工夫により経費の節減に努めてまいりますけれども、平成24年度につきましては、今申し上げたように1食当たり約5円の単価アップをしたいというところでございます。

最後に、平成24年度の学校給食の取組みでございますが、平成23年度に引き続き、米飯給食週4回の実施、国内産食材の使用促進、月2回の国内産食材日の設定をはじめとして、学校給食使用食材の安全確認の徹底、区内産農産物、交流自治体農産物の使用促進の5点について、全校で実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、放射性物質の確認検査につきましても、引き続き取り組んで、安心できる学校給食を提供してまいりたいと考えているところでございます。

私の報告は、以上でございます。

委員長 何かご質問、ご意見ございますか。

宮坂委員 直接この値段には関係ないんですけども、今、民間委託というのは何校ぐらいなんですか。

学務課長 大枠、全体の数ですか。

宮坂委員 小学校と中学校をもし分けられれば。

学務課長 すみません。ちょっと今、私の手元に、大枠で言うと、全体の3分の2が民間委託になってございます。

宮坂委員 結構です。

田中委員 すみません。委託はどうやって決めていらっしゃるんですか。

学務課長 委託にあたっては、まず、その委託の業者さんの選定については、まず資格といいますか、能力のある業者というのを登録するという形で、その登録の中から入札で金額を決めていくという2段階の方針をとっています。その能力があるについては、新規参入業者も含めて検討会といいますか、そういう会を立ち上げまして、そこで実際にその業者からプレゼンテーションをしていただきます。例えば給食についてどう考えているか、もしくはその会社の経営状況はどうであるのか、これまでの実績はどうなのか、もしくはどんな配置で、例えば正規職員、パートの配置とか、どのような形で給食が実施できるのか等、プレゼンテーションをしていただいた上で、その会社について、給食に参加できる会社であるかどうかを判定させていただくと。その中から金額の入札で当該会社の会社が決まるという形になっています。

宮坂委員 今、民間委託は3分の2という風に伺ったんですけども、この方針としては、行く行くは100%民間委託にするという考えはあるんでしょうか。

学務課長 基本的に学校給食の民間委託につきましては、現在、いわゆる直営校と言われている調理職員の退職不補充を前提に、逐次、民間委託に切り替えていくという方針を持っております。したがって、その年の退職不補充の人数を勘案して、何校委託していくかという形で、今、進めていると。今後も引き続きその同様の考えで進めていきたいと。

宮坂委員 その考え方は変わらないんですか。

学務課長 変わっておりません。

委員長 他に何かございますか。

田中委員 すみません。あと杉並は、給食費の未払いというのは何%ぐらいなんですか。

学務課長 数字で言わせていただきますと、99.9%払っていただいています。ほんの一部の方だけ未払いの状況のある方もいらっしゃいますけれども、それは逐次、学校の方で、年度を越えてもお願いをしておりますので、給食費の未払いについて、ほぼないと言えるぐらいの程度で、今、推移しているというところでございます。

委員長 それでは、よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

では、次に「平成24・25年度杉並区青少年委員の決定について」の説明を、社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 この度、平成24年・25年度杉並区青少年委員が決まりましたので、ご報告いたします。

資料の方をご覧ください。青少年委員の目的等につきましては、記載のとおりでございます。

2番、青少年委員の選考及び内訳でございます。選考方法につきましては、例年どおり、区内17の各地区の青少年育成委員会よりご推薦をいただき、決定したものでございます。

なお、推薦基準等につきましては、杉並区青少年委員に関する規則第3条によりまして、青少年の育成に直接かかわり、実績のある者、または見込まれるという者というものでございます。

各小学校区より選出した方々41名、そのうち新任が13名でございます。添付した資料の方を、一覧表名簿がございますので、ご覧ください。内訳といたしましては、男性が4名、女性が37名、現在、男性が1名でございますので、男性が3名増えたという状況でございます。

私の方からは、以上でございます。

委員長 何かご質問、ご意見ございますか。

対馬委員 永福南が欠員で、永福が未定というのは、これはもう既に2校で1人出せばいいという考えで、でもまだ決まっていないと、そういうことでよろしいでしょうか。

社会教育スポーツ課長 永福南小学校と永福小学校の統合の関係で、そういうことで地域の方で決めております。

田中委員 統合を見据えてお一人でということですね。

委員長 欠員と未定というのは、どう違うんですか。

社会教育スポーツ課長 永福南小学校の方は、別途委員を、学校はありますけれどもお出しただかないで、永福小学校の方が兼任するということでございますけれども。今、永福小学校と20番の杉並第一小学校というのは、まだ委員の方は、選出をお願いしているんですけども、まだこちらに届いていないという状況で未定ということでございます。

委員長 わかりました。

他に何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 では結構でございます。どうもありがとうございました。

引き続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を、社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 平成24年2月分の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認」につきまして、ご報告をいたします。

2月に関しましては、合計で30件、うち定例が26件、新規が4件でございました。また、30件のうち共催が6件、後援が24件でございました。

新規につきましてご説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして1ページをご覧ください。社会教育スポーツ課の扱い分でございます。

No. 2、後援、高円寺銀座商店会協同組合によります「Take The Town」でございまして、チャリティコンサート他のイベントでございまして。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、社会教育センターの扱い分でございます。No. 6、後援、能楽鑑賞の会、春休み能楽鑑賞の会のイベントでございまして。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、学務課の扱い分でございます。No. 1、後援、南伊豆健康学園保護者会によります「ありがとう健康学園～教育の楽園から子どもたちへの贈り物 自然・仲間・大人のまなざし」というタイトルで、子どもたちの作品・写真等の展示でございまして。

最後、郷土博物館の扱い分でございます。No. 1、後援、NPO法人すぎなみムーサによります「矢嶋又次の遺した「記憶画」を歩く」、荻窪周辺のスケッチ画の展示会でございまして。

私からは、以上でございます。

委員長 ご質問、ご意見はございますか。

(「なし」の声)

委員長 ございませんので、これはありがとうございました。

それでは、これで報告事項の聴取も終わりました。

本日、予定されておりました日程はすべて終了いたしました。

庶務課長、次のご連絡はございますか。

庶務課長 長時間にわたりましてお疲れさまでした。

次回の定例会の日程でございますが、4月11日水曜日、午後2時からでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、本日の委員会を閉じます。
どうもありがとうございました。